

鉛弾禁止！

北海道ではエゾシカ捕獲を目的とする
鉛弾の使用・所持は禁止されています。



【使用違反】（法）
6月以下の懲役
又は
50万円以下の罰金

【所持違反】（条例）
3月以下の懲役
又は
30万円以下の罰金

- ・鳥獣保護管理法により、特定鉛弾を使用する猟法は禁止されています。(エゾシカを含む全ての狩猟鳥獣)(第15条)
- ・北海道エゾシカ対策推進条例により、エゾシカを捕獲する目的での特定鉛弾の所持は禁止されています。(第18条)

【特定鉛弾とは】

猟銃用の実包であって、その弾丸部分が鉛を含む物質で作られているもの。(ただし、着弾時に鉛が飛散しない構造になっているライフル実包及び粒径が7ミリメートル未満の散弾の実包を除く。)

※ ライフル弾、(サボット)スラッグ弾、12粒以上の散弾が該当



(写真提供: 猛禽類医学研究所 齊藤慶輔 氏)

STOP 鉛中毒！